

いわゆる民泊に対する要望について

平成 27 年 12 月 9 日
一般社団法人日本ホテル協会

私ども宿泊事業者は、宿泊客及び利用者の安全・安心と公衆衛生の確保を基本として日々営業を行っております。そのため、旅館業法をはじめとする消防法など関係法令を踏まえて、防災・防火、衛生管理、防犯等の全般にわたって、必要な施設、設備を整備するとともに、ソフト面でも、客室内の清掃の励行による衛生管理の徹底、火災や大規模地震等の緊急時のお客様の避難誘導のための定期的な訓練の実施や、防犯対策等のための館内巡回などを実施しております。

また、感染症対策やテロ対策の一環として、宿泊者名簿の保管並びに行政指導により外国人宿泊者のパスポートを提示いただきコピーを保管しております。

さて現在、官民を挙げて観光立国の実現に向けて取り組む中で、拡大を続ける訪日外国人観光客の受け皿となる宿泊施設の収容力が、一部の都市で逼迫している状況にあり、これらの宿泊需要のオーバーフロー部分の受け皿として、「民泊」がクローズアップされております。

宿泊施設が不足している都市では「民泊」によって供給量が増えるというプラスの側面を持っているとも言えますが、宿泊場所を提供するということのみでは、お客様の滞在期間中の安心・安全を守ることはできません。

「民泊」も、私どもホテルや旅館業と同じように不特定多数のお客様に宿泊（滞在）いただくこととなりますが、例えば、マンションの一室を外国人観光客に提供することを考えますと、ホテルの客室とは異なりガス等の調理器具がお客様自身で自由に使用できますので、火災発生の確率が高まると思われること、また、火災や大規模地震が発生した場合に適切な避難誘導ができないのではないかと、部屋の中での怪我や病気、感染症等が発症した場合の対応が取れないのではないかと、大きな問題を内包していると考えます。

また、一方では、「民泊」を利用する外国人観光客と近隣住民との間で良好な関係構築が必要不可欠になると思います。失火などの大きなリスクの他にも、日々の騒音問題やごみの投棄問題など、現状のままでは、住民の不安や不満が募りトラブルが発生することが予想され、国民全体で訪日外国人観光客を「おもてなし」しようとする気持ちが、反対の方向に向いてしまうのではないかと危惧しております。

以上のことから、「民泊」の在り方については、宿泊者・利用者の安全・安心の観点と近隣住民の日常生活に不安や不満が生じることがないように、十分な議論が行われ適切な措置が講じられることを要望いたします。

以上